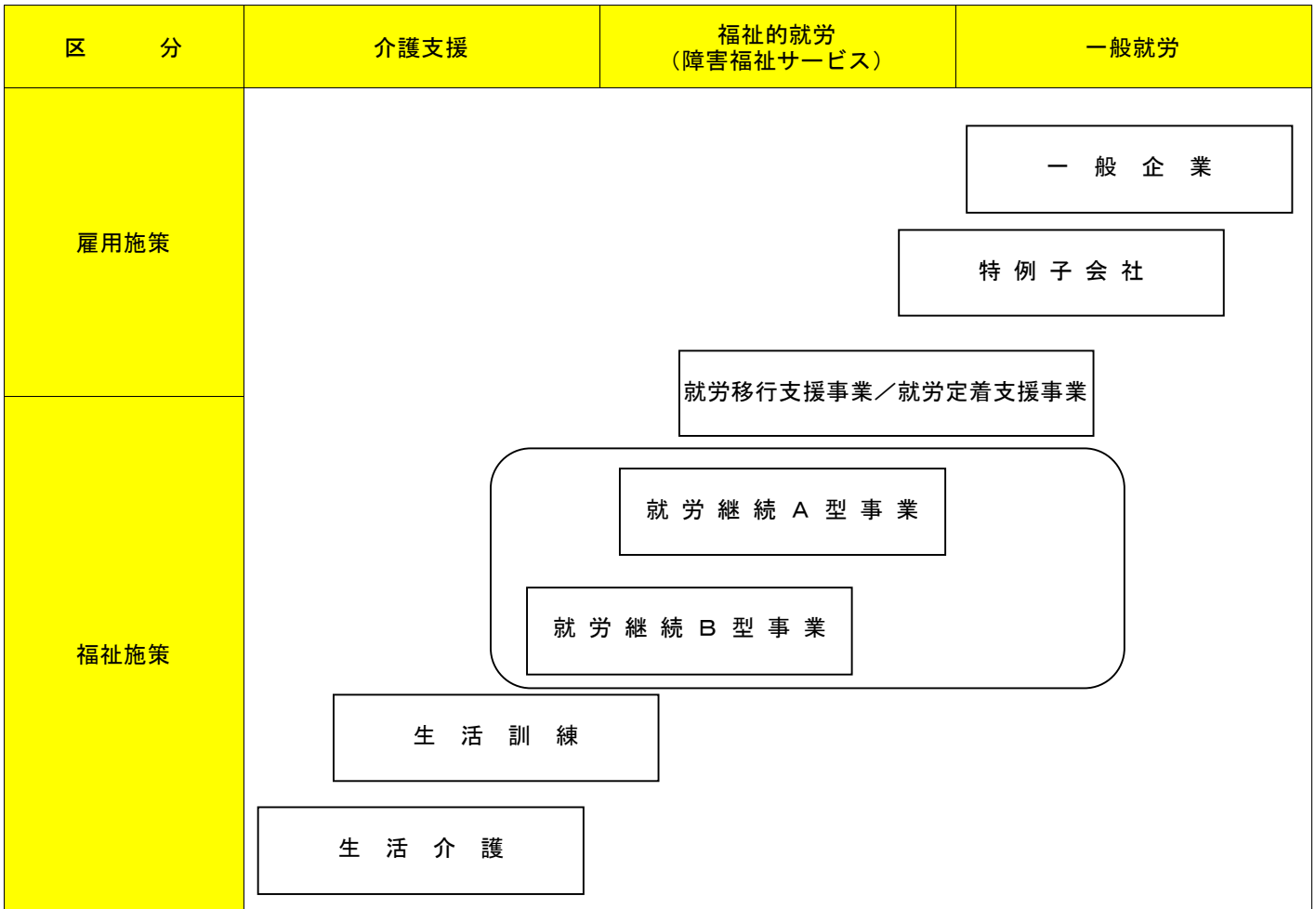


# 静岡県健康福祉部 障害者政策課の取組 (就労支援関係)

## 障害福祉サービス事業の位置づけ



## 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

就労継続支援 A 型事業	就労継続支援 B 型事業
<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間: 制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間: 制限なし)</p>
就労移行支援事業	就労定着支援事業
<p>就労を希望する原則65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間: 2年) ※市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間: 3年)</p>

# 障害のある人の工賃向上に向けた取組

(静岡県健康福祉部障害者政策課)

## 1 概要

- ・障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりの特性に応じた就労をし、経済的に自立できることが必要
- ・令和3年度の県平均工賃（就労継続支援B型）は16,468円で、前年度より939円増加したものの未だ自立できる水準には至っていない。
- ・県は、「静岡県工賃向上計画」において、令和5年度までに県平均工賃月額を2万円にする目標を掲げ、事業所の売上げを向上させるべく受注拡大のための支援等を強化している。

## 2 これまでの取組

項目	R4実績
「障害者働く幸せ創出センター」における企業等と事業所の仲介等	<仲介等の実績額> 154,667千円（前年比119%）
一人一品運動協力隊（福産品セット商品の購入）	<職員向け> 835口、3,320千円（過去最高） <企業・団体向け（R4～）> 23社・団体、967口、3,028千円
福産品のブランド認定・新商品開発	<ブランド認定数> 10品（累計66品（H28～）） <新商品開発> 3事業所各1品
農家等と事業所のマッチング支援	<マッチング成立件数> 43件（累計118件（R2～））
障害者優先調達推進法に基づく県による物品等の調達の推進	<調達額> 74,397千円（過去最高） ※1所属1発注（全ての所属で発注する）を達成

## 3 R5の新たな取組

民間企業等による継続的な福産品の購入等を後押しするため、年間30万円以上の購入等をした企業・団体を「ふじのくに福産品等SDGsパートナー」として認定する制度を創設した。

### <参考>工賃の推移

区分		R元	R2	R3
本 県	平均工賃月額（円）	16,511	15,529	16,468
	対前年伸び率（%）	1.4	△5.9	6.0
	対象施設数	366	397	425
	対象延べ人数	85,416	90,344	97,072
全国平均工賃月額（円）		16,369	15,776	16,507

# ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度

(静岡県健康福祉部障害者政策課)

## 1 要 旨

民間企業等による継続的な福産品の購入等を後押しするため、一定額以上の福産品の購入や役務の発注をした企業等を「ふじのくに福産品等SDGsパートナー」として認定する制度を今年度新たに創設した。

## 2 背 景

福産品は、手作りで大量生産できないため市場での流通が難しいことや、イベント出店など一時的な個人向けの販売だけでは収益が安定しないなどの課題がある。

## 3 制度の概要

区 分	内 容
名 称	ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度
認定基準	福産品の年間購入額と役務の年間発注額の合計が30万円以上
顕彰・優遇	<ul style="list-style-type: none"><li>認定証を交付し、企業（団体）名を公表</li><li>県における入札で優遇</li></ul>
運 用	<ul style="list-style-type: none"><li>企業（団体）は、前年度の障害福祉サービス事業所等（以下「障害事業所等」）からの購入実績が分かるもの（納品書等）を添付し県に認定申請する。</li><li>県は、購入先が指定を受けた障害事業所等であることを確認のうえ認定証を交付する。認定企業（団体）は名簿に登載し、県ホームページで公表するとともに入札での優遇をする。認定の有効期間は1年間（初年度除く）。</li></ul>

### (参考) 入札優遇策

項 目	優遇内容
情報システム開発等の業務	少額の随意契約を含み、業者選定に当たっては、配慮すべき事業者として勘案する。 総合評価落札方式等で行う入札などで、障害福祉サービス事業所等からの物品の購入等に関する項目を追加し加点する。

※来年度以降、順次対象を拡大していく予定

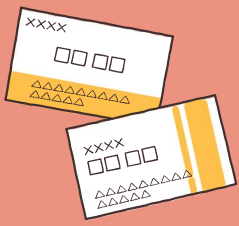
## 4 スケジュール

年 度	内 容
R 5	<ul style="list-style-type: none"><li>8～3月：制度の周知（専用サイト、Web 広告、説明会等）</li><li>8～9月：認定申請受付（R 4実績を元にした申請）</li><li>11月：認定（R 6. 7月末まで有効）、公表、認定証授与式</li></ul>
R 6～ (予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>4～3月：専用サイトによる制度周知</li><li>4～6月：認定申請受付（前年度実績を元にした申請）</li><li>8月：認定（翌年度7月末まで有効）、公表、認定証授与式</li></ul>

貴社・貴団体のビジネスに、ふじのくに福産品を。



ノベルティや記念品、  
株主優待品などにご活用ください



名刺やチラシの印刷、  
ご相談ください



会社の消耗品にも  
おすすめです



人手が足りない作業、  
お引き受けします

ふじのくに福産品等  
SDGsパートナー



幸福(しあわせ)  
産み出すこの一品

ふじのくに  
福産品

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



草刈りや清掃作業、  
おまかせください



会議でのおいしいお弁当  
いかがですか



休憩時間のコーヒー  
1杯からどうぞ



お中元やお歳暮の  
贈り物もあります

企業・団体の代表者、総務等ご担当者様必見

## ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度

あなたの会社・団体の備品購入先や下請け先として  
静岡県内の障害福祉サービス事業所等を取り入れてみませんか。  
ふじのくに福産品を購入したり下請け作業(役務)を発注したりすることで、そこで働く障害のある人たちの  
工賃アップにつながります。あなたのその選択が、きっと社会の役に立つはずです。  
みんながWinWinになれる関係を、さあ一緒に。

※ふじのくに福産品とは…障害のある人が働く障害福祉サービス事業所等で作られた製品(授産品)の愛称

お申込み  
詳細情報

認定制度について詳しく知りたい方、申請を行いたい方は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.fukusanpin-partner.com>

ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度

検索

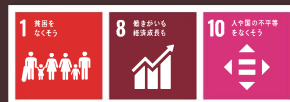


お問合せ

静岡県障害者政策課  
TEL.054-221-3619  
(受付時間 9:00~17:00)  
※土日祝を除く



静岡県ではSDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと、障害福祉サービス事業所で働く障害のある人たちを応援するふじのくに福産品等SDGsパートナーを募集しています。



## ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度とは？

認定対象企業・団体	静岡県内に本社・支店・営業所・工場などがある企業・団体
購入(発注)先	静岡県内にある以下の障害福祉サービス事業所等 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労移行支援 ・生活介護 ・共同受注窓口
対象となる商品・サービス	ふじのくに福産品、下請け作業(役務)
購入(発注)対象期間	申請日の前年度(4月1日～3月31日)
申請受付期間	令和5年度 ▶ 令和5年8月1日(火)～令和5年9月30日(土) 令和6年度以降 ▶ 4月1日～6月30日(予定)
認定基準	「ふじのくに福産品の年間購入額」と「役務の年間発注額」の合計が30万円(税込)以上
認定期間	1年間 令和5年度 ▶ 令和5年11月1日～令和6年7月31日 (令和5年度除く) 令和6年度以降 ▶ 8月1日～翌年度7月31日(予定)
顕彰・優遇	● 認定証の交付 ● 企業(団体)名を県公式HPにて公表 ● 静岡県における入札で優遇(優遇内容については公式サイトをご覧ください)

### 対象となる商品・サービスについて

障害福祉サービス事業所では食品、菓子類、雑貨等のふじのくに福産品の製造や草取り、清掃作業等の下請け作業(役務)を行っています。「ふじのくに福産品を購入してみたい!」「具体的にどんな下請け作業ができるの?」など、貴社・貴団体のビジネスに使えるものを知りたい方は右記よりご確認、お問い合わせください。

また、県内の共同受注窓口(複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う窓口)にお気軽にご相談ください。

- オールしずおかベストコミュニティ お問い合わせ窓口 054-251-3515
- 静岡県社会就労センター協議会 お問い合わせ窓口 054-204-5088



福産品WEBカタログ

検索

<https://s-seihin.jp/>



静岡県公式サイト事業所名鑑

検索

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/shuroshien/1040127/1002999/1023639.html>



### 認定までのステップ

#### STEP 1

購入(発注)対象期間内に障害福祉サービス事業所等からふじのくに福産品の購入又は役務の発注をする

#### STEP 2

申請受付期間にふじのくに電子申請サービスから必要情報を入力、及び購入実績が分かる資料(納品書等)を添付し認定申請する



#### STEP 3

認定証の交付



#### STEP 4

県公式HPにて認定企業名の公表/県入札での優遇



お申込み  
詳細情報

認定制度についてくわしく知りたい方、申請を行いたい方は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.fukusanpin-partner.com>

ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度

検索



お問合せ

静岡県障害者政策課  
TEL.054-221-3619  
(受付時間 9:00～17:00)  
※土日祝を除く